

監査の結果をお知らせいたします。

法令及び年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせいたします。

◆監査委員

八 幡 伸 弥 菊 地 英 雄

◆定例監査

○地方自治法第199条第4項および高島町監査委員条例第3条第1項の規定に基づく監査

○対象：高島町産業振興センター（所管課：商工観光課）

○監査の期間

令和6年9月1日から令和6年10月28日まで

○監査の手續

監査の対象となった施設に関する事務の執行及び事業の状況について、現地視察を行い関係書類等に基づいて質問、確認、その他通常実施すべき監査手續きを実施いたしました。

○監査の結果

おおむね適正に行われていると認めた。

○監査意見

高島町産業振興センターは、旧第四中学校の廃校利用施設として開設してから5年が経過している。その間、令和4年度にはコワーキングスペースを整備する等、廃校の活用に積極的に取り組まれていた。

廃校利用のため、建物は建設から40年が経過し老朽化各所に不具合が発生し修繕が必要となっているが、その都度適切に修繕を行っていた。

また、施設内外とも整理整頓や清掃はきちんと行き届いており、施設管理に係る業務委託や修繕工事等の事務執行もおおむね適正に行われていた。

今後も、高島町個別施設計画で示されている「維持管理の効率化」の整備手法により、適切な管理運営を行い、貸館としてだけでなく、産業振興センターとして町の産業振興の拠点となるような施設運営を目指してほしいものである。